

育和会訪問看護ステーション
指定訪問看護事業運営規程〔医療保険〕

(事業の目的)

第1条 医療法人育和会が設置する育和会訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 指定訪問看護は、利用者的心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業所は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業の運営)

第3条 指定訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 育和会訪問看護ステーション
- (2) 所在地 大阪市生野区巽北三丁目 19 番 8 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員であり、看護職員を兼務する。）
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 訪問看護職員 3名以上

看護師 3名以上

(常勤 32名以上のうち 1名は管理者と兼務、非常勤 1名以上)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護計画に基づき指定訪問看護に当たる。

(3) 理学療法士 1名以上

(4) 事務職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後5時とする。

(4) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことの目的として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問看護計画の作成及び利用者又はその家族への説明

サービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ 創部などの処置
- ⑥ 服薬管理
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ 認知症患者の看護
- ⑩ 療養生活や介護方法の指導
- ⑪ カテーテル等の管理
- ⑫ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画に基づく指定訪問看護

(3) 訪問看護報告の記録

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合、健康保険法等に規定する利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業所から片道5キロメートル未満は片道300円

(2) 事業所から片道5キロメートル以上は1キロメートル増すごとに、上記金額に100円追加する

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問看護の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大阪市生野区、東成区、平野区、東大阪市区域とする。

(衛生管理等)

第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護の提供の際に、事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき損害が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、担当従業者および「重要事項説明書」に記載された事業所の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができる。

- 2 事業所は、提供したサービスについて、利用者からの苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努める。
- 3 事業所で処理し得ない内容についても、行政窓口等との協力により適切な対処方法を利用者の立場に立って検討し対処する。
- 4 事業所は、利用者が苦情申立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしないものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 事業所及び事業所の使用者（以下「従業者」という。）は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での指定訪問看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所が定めた「個人情報の保護に関する規則」に準じ、適切な扱いに努める。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (4) 第3号掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看

護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、従業者に、利用者の同居の家族に対して指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 3 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護並びに指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人育和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年5月1日から施行する。

この規程は、2020年11月9日から改訂する。

この規程は、2021年4月1日から改訂する。

この規定は、2024年6月1日から改定する。